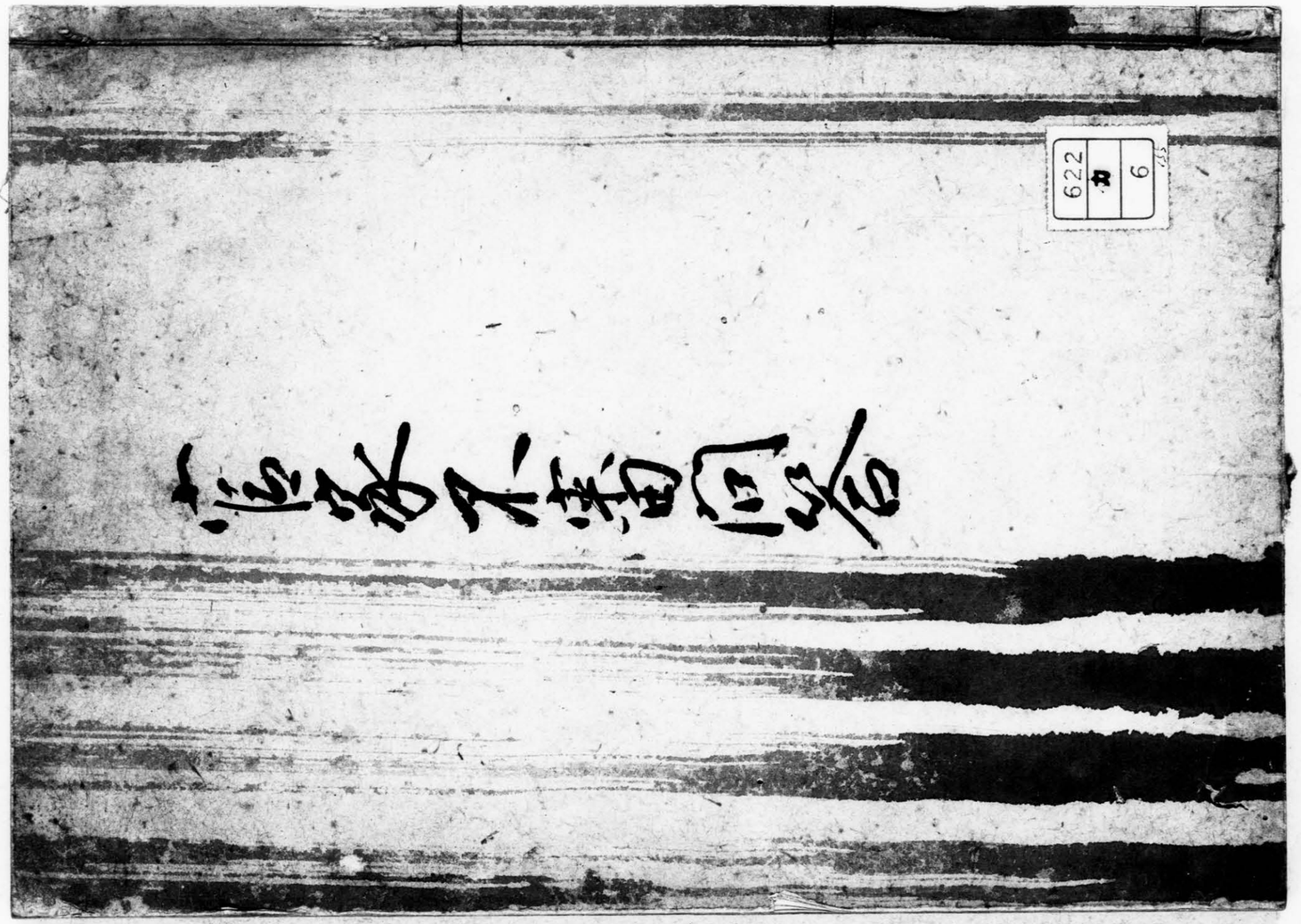

622
6

大阪府立図書館

大阪府立図書館 昭21.7.13 18405



ト部等ハ職事ニ神祇官ノ下ト部九人ヲ以中ヨリ宮ニ任
セラルル者ヲ職事トモ中臣氏ノ中ノ職事ヲ以テ
宮ニ補セラレ中臣氏ノ中ノ職事ヲ以テ
宮ニ補セラルル者ヲ職事トシフ
如宮ノ中ニ職掌アル者ヲ職事トシフ
如ヲ数事トシフモ上古今式ノ上ニハ宮ヲ
職事ト名ヅケ前官ニ任ジタル者ヲ数官トシフ

位田

食事ハ一位ニ五位ハ位田百六位以下ハ位田廿

聖武天皇の御時六位を五位に叙し位田を給ふ也續日本紀に載せ其後あつぎき六位を五位に位田給

ひ家を見る事し

隨身(ズイシン)之事

近衛將曹(コノエノショウゾウ)府生(フショウ)番長(バンチョウ)近衛(コノエ)を隨身(ズイシン)とする也

將曹府生を上臈の隨身と為つる時馬を使

ふる也番長近衛を下臈の隨身とする也

番長近衛二人の隨身を召具する時番長を

上臈の隨身とする時よりての事也

小隨身(コズイシン)

是は近衛府に隨身する者を中將殿より人

好る隨身弾正臣員を小隨身とする也

衛府長(エフノオサ)

左馬寮 右馬寮

陽府長と為る者 左將監の番長なる者

帝衣者(ミカドノモノ)

五位以上の人臣員なる也六位以下の人不員也

法親王(ホウシンノウ)

皇子出家得度の後法親王

となる也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宿官

六位乃祝史或ハ庶民卑賤遠使判官
なと今年乃厄年を限り慎しむ迎て深夏
交願人を巡をまれる先兆官外して
ものを宿官といふ也 神官して出仕ハ人を為て
人数人望の人多き時 為人願ハ願世を祈祷
て死時罪を赦して為人を祈り命をまして
乃願をまつりをも宿官といふ也

青眼

法津乃時青面乃眼をいふ也

山眼

獅子なる時 青面乃眼をいふ也

小忌眼

神事乃時常の祝乃ハ青面なる眼也 麻
布を山藍にて形を染なる眼也 神事の
忌を深く勤をいふ家にて小忌と云 西乃こと也

大忌

大嘗会乃時大忌の人と云小忌眼を不着
常乃祝にて神事を勤をいふ也 別に大忌眼を
ふいせをと大乃祝を大忌と名ていふ也

吉書

諸大夫昇進の人陣座につきて始め文書を奏するを吉書と云ふ吉事を書あるよし云ふ也

交野

諸人交りて出入窮屈なる時なとに野をさしてゆふ也

禁野

諸人出入禁制の野をさしてゆふ也

門籍

諸門出入の籍也 出仕の中務省にあり六位以下

式部省年行事ゆふ也

葱花

きほうしゆわる蓮を葱花輿とふ風あるを蓮を風輦とつゞまりて形葱の花しゆ

ゆふる故也

典侍屏

治部省の儀式の事を成業する故治部省の屏風の屏を毎年治部の事をあつかふ儀師

八人侍儀師六人有て儀式を掌る事を

所司なるもの也 儀師の上首を典侍と

石ばくらゑ
[illegible]郎

[illegible]家[illegible]下[illegible]有[illegible]く大[illegible]倉の時勤役[illegible]ル者也

[illegible]狼

延[illegible]式[illegible]家[illegible]或[illegible]改[illegible]く男一百四十人女二百

[illegible]人[illegible][illegible]人なる[illegible]ル[illegible]者也

[illegible]殿女

[illegible]月[illegible]女嬢の事也

[illegible]文

廿級乃[illegible]の事也

[illegible]上

近衛府[illegible]月也門を開閉[illegible]る者也

日蔭蔓

小[illegible]石用乃[illegible]冠乃中[illegible]みるまとひさぐる事也

[illegible]

長さ[illegible]尺[illegible]上乃そぐ或[illegible]せ[illegible]ものぐ或[illegible]男[illegible]屋さ

[illegible]の[illegible]沼[illegible]或[illegible]ゆ[illegible]或く

[illegible]度[illegible]

尺[illegible]の時[illegible]大炊寮の[illegible]調進[illegible]る[illegible]を[illegible]ゆる[illegible]

[illegible]

大膳職をつかさどるなり　大膳職を文字にかくなり

膳部

砂糖　天竺の後朔伝渡さるなり

荒際

退紅　仕丁をいふ退紅二字をあてたるなり

御膏薬

元三御薬の時膏薬をつくり御前

やくとなり

近江大切

近江国の名也其所を伝ふる餅をいふ

庚呂

幼童の時御侍子の前はかくれ臣をはきて

ゐる男也長さ七尺寸半高さ六寸五寸

斗帳　布帳　ゐる所の帳を張也

大儀

御指朝賀の儀式を云面宿禮服を着也

中儀

白馬節会端午節会豊明節会の儀式を

云也上表列位をいふ

小儀

元日節會・踏歌・節會の儀式をはじめ五位以上の
家列なる也

中儀小儀の時は常の通を用ひる也

三節御酒

元日七日十六日の節會は供する酒也三節乃
此所とこれ也

行立次第

公式令云ふ文武職事・散官・別奉行立各依位
次第節位内者五位已上則用移位先後官下

用謂黄櫨也

職事とは常の官をさしてこれ散
官とは前官にて位平の者をいふ也

外任奏

節會の時外地の文書の内也
諸国より今お任等いまし或い任等を
いふ其内へ新に在京のを外地にて内奏
なる 奏聞のこと節會に列なる新任
作法まこと無官平昇殿の人不敢
鳥羽殿

所謂(いわゆる)の東方(とうほう)歩みを有(たも)つ

腐星(ふせい)

是(これ)年の星を以(もって)也

青冥(せいめい)

土を以て作(つくり)たる車(くるま)の形也

出車(いだしぐるま)

諸家(しょかの)郷を住(すま)して出(いで)て陣(じん)を張(はり)也

[illegible]

[illegible]

次侍従(じじゅう)列(れつ)

諸節会(しょせつえ)特(とく)を[illegible]

次侍従といふ官(かん)[illegible]八人(はちにん)の[illegible]四位五位

乃中(のうち)年労(ねんろう)[illegible]を補(おぎな)[illegible]

の伯(はく)大副(だいふく)少副(しょうふく)[illegible]

諸陵(しりょう)寮(りょう)院長官(いんちょうかん)八省(はっしょう)大輔(だいふ)少輔(しょうふ)内蔵(くらの)[illegible]

右近衛中将(うこのえちゅうしょう)少将(しょうしょう)[illegible]

此諸(これもろ)の特(とく)大(だい)外記(げき)内記(ないき)[illegible]

近仗(きんじょう)

[illegible]

たゝ近衛府に陣中儀式をさゝてゐる也

諸代

たゝ近衛府たゝ兵庫府をさゝてゐる也

居出物

節會などの時出ずる菓をゐる也

糸一絇

十六あをいと一あをいと十ゐる也

綿一屯

二分をゐる也

包燒

節會以下昭訓の時 殿方貢物の事

平裝束

武官に人平胡籙を負をゐる

立所

大臣の特料 理所立所不あるも料理所かゝて

有あを用ゐる所 立所所に有る者也

を綱を引ゐる所

德度

嚴定國儀の度あり 自化懷をのゞ

年會ゐる度をゐる

女装束一具

大臣の時をて白き大袴一腰を紀ノ中

後御一領をいつもをしてを装束をうきとを

御狩衣

抽出のつをさる時のもくは陰るを色をふ

内門　宮門　私に漢王閣の間　小閣の宮門小着

左右馬の寮の外つを宮つを左右兵衛のもの

門つを内つをいつも

馳道

軍　諸也　南階の庭中よ

親族

叙位の時親王公卿より殿人の親族庭中に

列立して殿を奏をを也

四府

左右近衛左右衛門をして武官左馬をして四府とい事もをく改事よ

よりて始る

四府兄部

左右近衛府左右衛門府の将曹丁の親をして

曹長といふを始るを次ぎ将曹丁左部を

所さだめこれなき也　四家（サダメ）法花（ホッケ）としるかる輩下々平
代中の洪法をいとなむ也
正覚院（シヤウガクイン）
大納言の局をいつくしむ
放逸（ホウイツ）　源兎（ゲンシ）
無道（ハナキチヤウ）を行ふ時様非道ならず因人を
はなち　ゆるをいつくしむ
京社（ケイシヤ）
院御所より退りまゐる　御院の時分を始め
内中にて仏堂の掃除を勤る所也

院中にて法華の時仏前の掃りゝ仏像を
拭奉る役を勤る所也　書部
乃所也
天皇寺（テンワウジ）　院寺（ヰンジ）
神武天皇をまつる　村上天皇をまつる
まつる所　院寺之長別当　御所
遷幸　北面（ホクメン）　陪従（ベジウ）　検校（ケンギヤウ）　山伏（ヤマブシ）司
代司（ダイシ）なり　いつれも官を任ぜられて　殿上人
なりて表の朝　豊楽（ブラク）殿を　陵（ミサギ）を築く
幸を毎年勅陵寮（ヒヤウリヤウ）所司　ひよりを定る所の

ったと云ふ。

[illegible]（[illegible]）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

〻御葬儀にて前御敬 天皇氏葬の儀式に
ゆきつくるを南朝にて形式の陵に葬て 天皇
称 なりし 御代の朝に 天皇也
称 申ちゑとの ゑいて 徽安門より 出御
天皇とゆい院に 下て 書久こ言事と 也
後鳥羽 天皇を 今〻打出 かごゆきし
持統天皇 漢の 懐 後太上天皇氏号
代〻ゑ 遠こる 葬儀式 ゆい院 持
なる事こ
神武 後代〻御 陵 外より 遥拝 をこの 天皇と 称
聖武天皇の 時 渡海 王船と申 人 伝をうゆて
神武天皇 綏靖天皇を始め 天正天皇を 何
天皇と称 なる号 を 御 なる
清海王船 天武天皇の 御子 大友皇子
葛野王 なる 池辺王 なる 王船也 清海の姓を
賜ひ 大宮 以 久宗 称 王 卿 後四位下 て 界
遠の人也 延暦 四年 六十四 して 卒也
貞名氏
是 ハ姓 名 なし 母 人 内侍 の 高
橋氏 安昌氏 なる 御 〻 他流不交 〻 て

一流ハ代々受ケ伝ヘ来リシモノ

いつまで有ル

員名入名

是ハ他流ノモノ員名氏ノ下ニ入テ書キ伝

ヘルヲいフ

印状

たハ今濃ノ印状ノ形ヲ作リ之ヲ印状ト

ス後代ハ印状ヲ状ト略シ又印状ヲ印状ト書

ケリ印状トよりしく

朝ノ名書

表ハ御祝儀　裏ハ御状　秋ハ菊

勅書使不下馬事

御書使ハ殿上ニ不下也　見二侍中都要一

侍ノ元ノ　席ノ

五位ノ上ハ席ヲ設ケ六位ノ下席ヲ不設也

儀制令ニ云ク

禁中ニテハ主上　太子ハ御侍ノ所ノ下　中納言ハ

所ノ冬侍ノ上位ニハ席ヲ三位以上ハ独席ノ異

事ハ長席ニ六位ノ下ハ席ヲ異

太政官ニテ改事ノ時ニ大臣ノ下　中納言ハ侍ノ

なく也

**墓盤**

上古ハ墓盤と墓と二つに仕る墓乃うへに墓
盤を代りとし中古ハ墓盤と墓を兼ねつ
所代を移るなり墓盤ハ四面高の表
に載高坏を上古ハ二つにして多くハ折敷にも
高坏にうへのものゆへ云ふ盤とも云ふ
坏ハ敷ともいへり紫宸殿御乃時ハ御帳台
前ハ以ハ宴御膳を墓盤に出ゆへ自然乃
殿人御膳をもゆへ

人殿乃ハ膳といふハ清涼殿にて膳を奉る時
人殿乃ハ膳といふ墓盤にて奉る大
殿乃ハ膳をいふ〜〜〜

近世の三方辨のおくに基盤なりとて世こかるを
こそよまくくる結を
改元定の時儀事定こそ儀式設行事
儀事定よりこの人を改元定の上卿を勤る事
なるこゝろなり近代かゝる儀式設行事
儀事定の儀式を執行ることを儀事定なる
改元定ゆゑ改元定の上卿を勤る
時の儀事定の儀式執行ゆゑ不及也

注書　勅を御に宣こと書
云式　合年月日御書日
　　書十日　北日耳

　　　

新帝即位の後改元行幸を廢
機旬となる
新所旬
内裏にて〻〻〻〻後始て殿
行幸を新所旬となし
ゆゑなし
紀紫式部色を禁色と為す事を
色となし制禁を及ぶ雖も所用之後
人の作る物色もて猶く所用之ゆ
えなく用ゆる濃色をゆゑなしの濃也

表衣
裝束はなしの袍をさして也
色なしとひ
束帯を束のようにひとも色なき也
宿直姿
直衣を着用せるをさのるとい
函簿
宮衛令曰元函簿四不得横入 親函簿若函簿也 簿文籍也
行幸の時の行列の図を
鹵簿の事

喪葬令曰凡百官身亡者勅を及三位以上親王
五位以上及皇親將軍六位以下遠流流人の事
仲郷乃時陪從弁より人の事
陪從とは殿上人とは陪從の如
出る家乃ものをいふ殿上人とは
此時より撰出されし事殿上のものを殿上人と
殿上書生を殿上人と
作りなし
法華の時七僧と云事
講師 讀師 唄師 三礼 唄 散花 堂達
法師 七僧と云也
法師の事
僧の布施より純色をもちゆる事なくして黄僧
いはゆる白色を用ゆる也 白色
或は黄色なるもなく
小鬘
仲郷 伝記 如園廟 黒陰梅 在平文
此平文は黒ぬりと云事より事なる表文乃
なりをこの文と云事
時簡 有枕

ゆまつりとゝかゝりよかゝ本の事しりる所を置
其上より世人多をのせをくし

犬神人

いぬ神人といふ祇園社に仕へるものゝ世
俗に弦めさうとゝゝのまゝ矢をたぎ弦
をさ次を業とする

三家台補

三家とは閑院家 花山院 中院 久我家のこと
をしゝ台の三台は意補に帝業を補佐
する家をゝゝゝゝ

五門曲阜

五摂家をさして云曲阜とは政をさして云天
子の国を治めるまゝ曲阜は
居住ふ閑院直系の摂政乃始祖代
云ゝゝ家をゝゝく曲阜と申なるもの

二門御本尊

二門乃俗ゝゝ仁義の観音佛乃事し外
法王師乃 老門よりして承和元年を
以後ゝゝ東寺乃長者する俗名を
ゝゝ永長元年正月を以後を清涼殿ゝゝ

律宗四ケ寺

招提寺 南都

同山鑑真大和尚開山

戒壇院

同山 日上

西大寺 南都

同山興正菩薩

南都八三箇寺 黄衣を用ひず

泉涌寺 北京

同山後鳥羽 三法国師

黄衣を用ふ

律宗八仏法いつれも戒壇院よりて

度列也

今様色

紅花色 深紅色 又紅花の色

ゆるしたまふ色 黄丹色 今様色

南京綿

南京綿も東京綿と云て白地の綿を云也

唐装束

女房装束を唐装束といふ也

所書はいはゆるかさねぎもの

打袴

袍引の袴をいふ也

花文綾

花の紋ある綾古へは裏丸雲衣に用ゆ中古は

穀織の三重菱を用ふ也

二藍

赤花と青花とまじて、濃る色をいふ

濃線綾

有綾をいふ

蒲萄染

紫也むらさきの正きを色とする也

海賊織物

海賊は大陸・みな国を織つくるなり

絢代屏風

清貴なるかたちをとりて繽紛ととの合

さるをいふ

みちのくき

古の上方にもとゞ御製よ寄る人は其さ紙の

紙の真衣を書るし。みちのくき紙の五

衣を云

褶（シビウ）

うへ裳（モ）や唐（カラ）衣（キヌ）を着る時うへ云きうも

て着はるものし

緋金襴（ヒコンキン）

金を織まぜる錦也

平定文（サダフミ）

物語に紙よ平中（ヘイチウ）とあるくい定文のあるなし

次の郎位なる右中将二位四位上また平

定の人し 板敷奏乃後刑部卿也之の孫

平良風乃男也

聖三神

尤位右大将神 右兵庫頭神 中将神人麿

和哥三聖

人麿 赤人 衣通姫

人麿 画像の姿

真白に薄色に指貫紅乃下袴烏帽子して

たれ目に紙をもち たのもの筆を深草の帝

右の御を 冨田白通兼元孫 中納言兼隆卿

北男 栗田撰改ち兼麿と云人 来和哥を

夢に行る様にて右氏像の神を見
侍朝に至り師より如来を持出て卒去の知由に成、
其後当師家親より納る其後六條仁
右人顕重卿中上て面師信義を頼て
右像を写す藤原敦光卿楚仏を六條右衛
顕長卿代男神祇伯顕仲卿清書さ給ふ
(エイグ)
郭徳を執行ふ其後顕仲卿男
長重二男家保をおきて三男顕頼卿を養
光らる故右の像を譲らる其後
堀川院崩御の後人丸の像世に
おはしまし東山院宮殿府御庭の御歌
十九年七月聖御前にて洛東の法
集の講釈弥陀経の後人麿の傳記
つまの書たる歌とは等しく為
人麿の本に神仏なりて為人知也故ゆえ
即定林道春の和書中人丸の傳記
見る部を御覧被遊百事集る人丸と
中人四人五人中奇の上の柿本人麿
を行神祇なりて この歌部を中上る
西卿 岡口安西也ゆ侍

六月十六日嘉祥祝儀の始

年号の時々嘉祥と清心丸常まと嘉祥と

渡りて来る歟 承和十五年

六月庚寅日 近畿国大郡有獻白亀 未

日大宰府下重箱朝堂上表奏白亀陽也 獻

国牒 賀合大瑞 日以庚子日改承和十五年

為嘉祥元年 大分郡 豫州出 今年

田租其獻亀人叙正六位上 給物准例 内外

文武官五位以上加位一級 陪従

儀制 今日凡祥瑞 麟鳳亀龍之類

依図書 合大瑞 有随表奏 謂祥瑞所出之官司勘撿図書 合大瑞者不待元日即時表奏也

其表唯頭陽初色因及出處所不得言陳 虚飾

徒事浮詞 上陽以下 八省中務所司云々

楽所秘記曰 賀殿 嘉祥楽 為破 以賀殿

為号 承和年中 遣唐使掃部頭貞敏

藤刑部卿 従五位下 藤原朝臣 春男 対 大唐 唐人 来武 琵琶習

来賀殿曲 嘉祥 年中 奉 勅 林直 倉

作業 笛師 和途部 大田唐 等 制楽之時作

破 以名 嘉祥楽 以賀殿 為急 云々

明正院御在位の初代 ハ公家方 宋紙の

嘉定通宝の古錢十六文を以て右拓象の
字を贈言有之候ハ、如此之字を
嘉定の拓像と世に申唱し寛永の形錢
世に後行し候ハ古錢ハ不用て寛永錢十六文
又ハ黒米一升六合を贈言申し来る数年
今ハ世中の文字かつての拓象と設書を
録の文乃嘉定の字と通宝乃通の
字を元てかけりと申唱し来る嘉定の
古錢ハ、うしに一ちる十六ましての年数ちる
を集て十六錢用ゐ来る嘉祥の拓像の

来世世俗元てこの拓象を右仁明天皇
白亀嘉陽乃義を起りと事と
白亀嘉陽の但六月十六日より改元
改元の義を六月十六日より行を後代十六日より拓象
ゐ執行を義ハ亀の字を行を以て十六日を上
行なハ福祐の字歌と弘法大師の筆書り
ゐ歌を行なの日貢数を取ゐの事と知れ

帝王之御度所

禁中 禁裏 内裏 御所 大内 禁闕 雲上

禁闕 大宮

右之ハ称号事 御所と申時 禁裏と申

位山

寺ハ禁中之儀を位をゝもふるを申

となへて 禁中之義 第一事 書表ひきの書

所見不法 大和国 名所を位を下所

殿上

殿上とハ清涼殿之内 壁 戸 中所 方之

故上と申し奉る事、新事に不及

百寮

百寮と申しは百官と申して、官を百官と申す、百官と申すは百寮と申す、帝王と云ふ新事に不及

禁掖　鳳凰城　紫禁　朝下　雲霄　大宮　九重城

右、唐天子御座所を名付て西元宮不佞物語に世俗に申し伝へ事に侍り元明と書に有り、唐朝に右の名を載せる書に載せる称号を云ふ也、九重と申は新撰字鏡

帝王　聖王　天皇　聖王　天子　一人

帝王　主上　當今　天皇　聖王　天子　一人

聖王　皇帝　万乗　今上　主君

右、通称

皇王　國王

右、号は称し家不及

陛下

此上、帝王の尤の故、帝位に事を申し奉る

書付に尤に右、様に言ひ侍

殿下　天子に申し事を申上る時直に申上て奉

恐有之殿階下に立て申上る故 天子を指て陛下と
申し候異説にて漢の高祖の時より の事に候
お公卿も右の天子と候を父を称して子の
臣下と申すと同じ家に成候
幼主
市書付し通に出て 天子は十六歳と前を幼主を
称す 来て
御字
市書付し通 御治世に成をし 和刻ハアメガ
シタニロシ ムストとなり

明時
市書付し通に 太平に付て不限就て後代始
御世に来 を味し
行在所
帝都に成りて 皇居
皇居
市書付し通 つまり天子 帝王御座所を唱
大安殿
書付し通 大極殿を上古ハ大安殿と申候
南殿

南殿と申申時は紫宸殿と申す事にて侍
御殿
行幸殿と若は御殿と申し申時は清涼殿
と申て殿中殿とやしなう事にて侍
資所
内侍所と申は八幡明殿 内侍所殿
殿と申 寿興殿 也 也
宮中有て 院御所 御所と申事にて侍
天子譲位の後 太上天皇と尊号
太上天皇 上皇 太上皇 仙洞 仙院
右の通称号
下長御門 霞洞 緑洞 遊洞 藐姑射山
四の字に書出 有て 清涼殿 常 と云 儀表
四の書に下の字 下の字に居 字出来
法皇
内書外 院御所御所 法皇と云
叡山
御書外 表 と 法皇 と なる
叡山と云 今除 定通 天子 皇子 并

兄弟姉妹を親王と申し仕る親王宣下なく
皇子皇女と申し
後嵯峨院より時代に親王宣下し後立太子
節会儀式行て其後御即位有る事
其以後乱世にて立太子儀式班爵近代
太平御代にも立太子節会少少行なく
南 北朝に親王宣下直に御即位有るし
立太子儀式の沙汰御即位と事
御書付に東宮と親王宣下なくと
上古より皆なく事と

立太子節会の儀なく事と親王宣下
不及事と御立と家も流例
東宮と無官と
東宮と有官と
無官し太子を東宮と特に東宮
無官し太子の御居所
親王宣下なく儀
宣下なく后腹し親王は四品
三品或は二品に
を用て三品二品

大方殿　宮下殿御ゆかりにて数多く後嗣
ことを不慮無名より出て二品に成殿相続
申　ゆえ
意味にて之服せられきる親王　宮下
有ることを無名親王と申し代書に成
是又也と仕られ申候て意味にて之服
〜後にて位階せられ親王と
申　申候
北畠　青蓮院　千代丸
石教寺　名称寺

青蓮院宮外戸に用寿寺本願寺
皇子
出て　天子　御子　称光院　親王本ノ称ニ
親王家
大王　梁園　天枝　幸葉　竹園
古若を親王称園寿家古王表書の書
所見不仕
東宮
方書外面　表文　後　名　親王称　雅園
玄宮殿

東宮御在所と申し奉る大夫殿下東宮と申す
宮職と云ふ　お結構申す　既乃と申す奉る
儲御所

東宮と御在所を儲と申し奉る不審
申す
行幸　行幸なとも時儲の座所儲
御所とも申す
后宮

后宮　今の后と申す奉る
后妃と位儲の路を立后をなしと申す

御所と奉る嫡子を立后と申し
妃ハ后と申　それハ世嫡
令除と云ふ通　后妃　夫人嬪殿下ハ皆妃后
宮女　中宮と申す
女御ハ入　内侍
式部ハ入　内侍　儀式なし　更衣入　内侍
式部と云ふ儀　不及
上代と后宮お乗乃機こ改を技后宮
方も后宮と后仕と奉る家　宮流と奉る上古
中古近代なる　表　改を技なるや
義　奉る世こ　自然　后宮殿下ハ如し　口入を夫

なを設用し御世に必ず孰世に無き古書に載る通と
中宮〜下に大夫〜下論事を学ぶ官職
少進〜石宮をこの仕と御〜事とは文を考
太皇大后宮
御書付〜面　帝王〜紙世〜号〜市理
長楽宮と后宮に用来〜
皇太后宮
御書付〜毎　帝王〜世后を申し門号宮と
事〜考る　何門院と院号〜道〜事〜后宮
宮院と称し　長信宮と后宮用来〜

光世門　后城　咸里

右〜号に古書に載称申〜家不得原
國母
國母と申しに后に不限　天子御母を國母と御
母后
母后と申に天子御母〜元立后〜出人を指て
申し立后母〜〜をに母后と称申也
皇后宮
后〜称〜元皇后中宮と申も国儀〜殿
長秋宮と后宮に用来

皇宮　後宮　椒房　椒閨　椒掖　宮掖

右〻皆皇后の称号にして家方にて不称来

后妃

后妃とは皇后に別して列侯成后妃と書つゝ

中文に右に称し家方にて

更衣

右同前にして女官にて用ひ儀以外

蘭殿

皇后〻殿前に右に用ひ家不称承し

皇女

天子の弟子の妹

公主　帝娘

右〻皆皇家方にて不称来

長公主　帝姉妹

帝王〻姉妹にして宮と称来て親王

宮下有〻なし内親王と申し

右三に右　皇家方にて称し家不称承

大長公主

帝王〻伯母〻称と皆家不称承

後宮　皇太后

祭裏ハ申し合せ来りて世人驚ケリ
はべりて世中をさしてハ将来ハ世中職員令も
男女の事ハ法文職員令に箇条ありて
世官ハ職業に就く事少なし
朕
御書付を通 天子御方をさして故御詞
なれば 奉姫宮と始り事を其人前を
天子に不限上皇に共通を指て申詞なれば
龍顔
帝王御顔を申し候高位尊将来敬
宸儀
帝王御姿を申し候と申し儀なれば世人
宸儀と称ス 天子に事に対 宸書 宸儀
出御 入御 なれば敬し事少なし
叡慮 叡心 宸襟
御書付を通 天子御心を申し
勅宣 勅命 綸言 綸命 紫命
御書付を通 天子御仰を申し
詔書 勅書 宣命

天子仰を職事承る其旨を上卿へ伝達
より之を知らせて仕文書を申し
綸旨
御所にて宣旨職事仰を承て其旨を
寺社を編名と称し
叡覧
御書付通 天子御覧し事也
叡聞と申し御聞に達を奉
叡感
御書付通 天子御感を称し

勅賞
天子より仰を以て賞有る事を申し
勅勘
てらみし山勅命を蒙る事を
勅免 免勅
御書付通 御赦免の事 免の字
限し事 なる事に
勅許
宣旨下流事預り家お叶う事を申し
勅問

天子より作りて奉る歌を
勅答
[illegible]
みづから書き給ふ
宸筆 宸筆 勅筆
天子御自筆
聖文
天子御作文を御製とい申す 聖文とも
歌不伝承し
御製

御書付給ふ
宸翰
御筆にて御書籍を中し
[illegible]を奏聞 奏達
作りて中上る歌を見べて 奏聞 奏達と
[illegible]
[illegible]と申す歌の内に[illegible]
奏[illegible]なる作者歌の[illegible]
蔵聞 天聴 上聞 高聴

廟堂 天聽し奉ハ 天子御年三十歳に用ル
上聞ニ達ス 聽ハ 天子に限リ申す事 とハ 皇帝
不仕 其人 高位ニ 位ニ 成ハ 事ニ
宣下 勅書 事 及ス
天子 改 作出事 ニ
勅詔と書シ ハ 勅書 詔書 ニ二ツ
知ル 式 勅 詔 時ハ 詔 書 事 出ス
奉勅
勅命 を 神社 使 ニ 事 を 勅

使ト事ニ
勅使を 大神宮 ニ 立て 事を
宣命 と
詔書 勅書
し 事ハ 事ニ ハ の 遠ク て 参ル
宣命 位 記 ハ 内記 書 職 字 ニ 参ル 職員令 第
近衛式ニ 内記式 改 義ニ 通ス 宣旨 式
図 派 なる の 式ハ 外記 書ニ 事ニ 参ル 職員令
第 太政官ニ 式ニ 義ニ 事ニ 詔書 ハ 大事ニ
時ニ 用ル 勅書 ハ 中務 時ニ 用ル 宣命 ハ
小事 ニ 用ル 神社 事 勅 使ル 時ハ 古
ル 宣命 ニ 参ル

御書状之通　伊勢西宮へ寄命ハ縁帯
賀茂　春尾社へ紅紙　八幡宮へ白紙
一つ書ニ　黄紙ニ書て家古よりの事ニ
候へ色紙ニ御祝儀事ハ年人ニ応ず
ニ寄て書ベし　元来ハ　元表むすび
預見聞ニ成　通例　たれも　白紙ニ
書ハ　白紙ニ　御祝儀
即位　御即位
践祚ニ後表むすびの　たれも　白紙
天子を主ニ儀式を即位ニ像式と申し

事ニ成　践祚とハ　神を受ケ天子
位ニ御立ニ成事を申ス事ニ　践祚
申ハ御位を御受ケ　つゞき改元事も即位
と申ハ御位を受ケ新ニ像式を表ス
故執行し改元名ニ成り
但隙ニて即位迄引かゝる位ハ即ち
三年殯宮即位を践祚と申ス　しとゝ申
家ニ家ニ流ニ成ル　践祚ハ
已ニ　御即位ニ像式ニ成　執行ニ家順例
ニて家ニ　何ニ成ル行ニ義　弘安時ニ

有り又ハ近代ニ至テハ乱世ニ成テ御位儀式後年ニ被行ト雖モ有之ハ其時ニ臨ミ蔵人ニ被入事ニ成所詮践祚ト申ハ御内ニ即位ト申也神祇令ニ天皇即位謂之践祚位也獨と改載ル事ハ此ニ即位ト儀式ト申ニ表ハ文ノ改事ニ成テ百官参賀ス上御ニ前御ニ成テ御禊リ之ト御修ニ三箇度ヲ北面ニ成テ践祚ニ之事儀式ニ成

御内ニ成テ御禊を四度ニ成テ之ニ成テ

譲位　遜位　脱屣

御位を御譲位ト申ス故ニ儀式を表ハ譲位と申ス

遜位　脱屣ハ二ツ共ニ御位を遜ル也

踐祚

御譲位ハ儀式ニ成ル也ト申ス

踐祚ノ二字ハ二ツ共ニ

ミロシメスト讀ム成位を受ケ給ル者ニ成

重祚

院ノ御成ノ後ニ

ヲ

廢務

神事ハ

節ハ

主上廢務ハ一日ノ陽事ニ

行幸

北所御出ヲ

北所ニ

遷幸と申

別殿ノ行幸と申事ニ

遷幸

内裏造営ハ新殿ノ

御幸

院ノ御ゆきを申し

行啓

東宮ハ三宮ノ御出を申し

女院ハ一度ハ

ハ女院ノ行啓と一つの事

立后

ハ

御中事ニ

后を定め家式を立給ひ帝舎と申し

入内

后宮女御始め内裏に家を賜ひ男女共に家内に入り侍る故不

吸及流に成て宣旨を高らかに宣ひつつ主を禁中

家を奉内侍は中宮に申す

女御

女御と申は后に次ぎて中宮に入内し儀式華

々しく家し花を飾り出入御して入内有り

後に后に立つ事もあり或は御子一代に

御門を為さしむ后に前に号と申す宮に宣旨

家内

宣旨を蒙り内裏に家を賜ひ

輦宣旨

輦車宣旨と申は古は内裏より閑院宮に

二条に有りし閑院と申は内門宮とも

云へり之を牛車より輦車と称し

人の閑院に奉る牛を放て引て車に乗て

を申す事にて侍り

牛車宣旨

内と書付を通宮へ内と乗車を穏を牛車
宣旨と申事を外
引しめ付たて門を出居る内
長橋局と内侍所と御
文を通て書侍を白帝内侍
公家方へ直衣冠を直衣御免方へ直衣
前用也 役儀を付て表人を表
役勤をは皆東帯也と 御書付を如樣を毎度
条書に不限常に条 内に方不依に不衣冠
表役を付 禁中に不限 神社仏寺も

東帯前用仕事を
摂家方へ四条を勤申を法花方へ殿上人より
大納言を三条へ勤申を結題大臣羽林へ御書
内也と 御書付を通て
直衣 御免を家 摂家方へ之振 御免也
清花へ之振を後羽林へ直衣へ免を清家
家を不よき方へ表儀よると 御免に家を不芳後
方へ中納言に羽林へ 御免に表儀納言
羽林を中納言に羽林へ直衣前用儀
参を事也と 御書付を如樣を毎度

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無く根本習ひ度く豪子孫とこの称申候
同名家名を
加ふ者に西園寺家子孫踐祚(ゼン)有て後は
譲位即位に儀式に親行し家連綿と家
水常に踐祚に帝位に時し 新院帝位に時し
辞(ジ)せ申者と者人と定る
後西院に中書 後嵯峨院儀に前御所
子辞(ゼン)に位に不及 後西院に時 紀(ハ十七)
中し 後水尾院に御中に 御位に即に
譲位に儀式世に書て

近代に譲位に前に踐祚に号世に根本
習と申書に 近代儀に前御所に子孫
踐祚譲位に儀式世に即位に親行し儀に
加に中に 後西院御位に即に 賀に不住御
代に受辞 踐祚譲位即位に 代に儀に
綿に事に 沿運(ビンウン) 毎年代記に載る通
少に譲位有に前に踐祚に号世に根本習と
御書に有に儀 親に 後陽成院に 後陽成院
陽光院に 陽光院に御位に
即に天正十四年七月に習前御に 後陽成院

同じき十月十日　正親町院より御譲りの事に来て
同月廿五日に御所にて儀式有りて事の定まり成る
受禅践祚宣下の事
当時摂政の宣旨を蒙る日に関白になる摂政
宣下の事
かくの如き家知行の御所にて関白を人を
〜摂政に成の代の人を摂政に成家方今
まで御ゝ事ゝ
御ゝ事今に至て院ゝ御とこの様なる又
撤廃ゝ事

摂政ゝ事　院御所なる如くに成ぬ
禁中ゝ御所ゝ院御所も御有ゝ
院御とこの様に　禁中ゝ事御ゝ院ゝ
禁中ゝ字入て不及如御所と事様に御所
勅使（チヨクシ）
院使（イインシ）
書状ゝ通　天ゝ様ゝ様也
此書状ゝ通　院ゝ様ゝ様也
女院使（ニヨウヰンシ）
ゝ日前

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

下吉　本[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

物語なくよく載せ来る所の家行くし

摂政（セッショウ）　摂籙（セッロク）　曲阜（キョクフ）

摂政を摂籙曲阜なくよく　天子十六歳之前は

摂政有ると摂政を関白と改て　宮中府に後

辞と申儀不及と

家宰　大宰　納言

右号い不所来し

補佐（ホサ）と有る儀は摂政関白に不限　天子（ソウヒヒ）後見

作を行なして　補佐して作とし来る所

関白（カンパク）　指南（シナン）　執柄（シツヘイ）　執政（シツセイ）

右通称来

帝王の御年十六に成御代を改を執行之隠居を

示関白と云御息関白なし　太閤と云利発之後関白し

の御者依紹位　天子十六に成自改事を執行事

放関白の様を関白と有る者て関白とし御代を

改事を執行と云事紀官位に成　摂政　天子

十六之前　天子代に成る改事を執行事　御代

隠居に成し　改政に家ようどと云ふさよかと

しと　後と前とて隠居を前関白と　少納言兼左大臣関白に不限

百官共に官職を辞し、六前の官を付き来たる
べき意趣とのことなり。これ、主上、摂政
太閤と云ふ。帝、西園寺家の息商に来たる不限一度
摂政関白に成らるべく、人々の大閤と称す事なり
利殷、公家の成敗、摂関家に持ち来たる大臣と云ふ事
近衛殿、摂籙家に持ち来たる九条殿
二条殿一事殿、摂関家一代三度持ちて大臣と
とのことなり。不審なる儀なり。
高倉殿、未だ摂政なる儀なり。
補注　変事

補注　義は右、変事なる儀、不承及、
関白殿下より武家へ、内々を申所、即下知なり。御教書
云と云ふ紙面承知仕、
下知と申儀、関白不限事なり
申所、しかる下知、殿下と申す所、家礼なり。
禁裏義人所、滝口侍を申所侍と云ふ
事なり。
公卿殿上人を申すと云ふ義、義家、摂家を
家と申す御家と申す。
主人を家と云ふ

大隅　大隅国　大隅国　大隅国　大隅国

薩摩　薩摩国　薩摩国　薩摩国　薩摩国

日向　日向国　日向国　日向国　日向国

[illegible]

[illegible]

[illegible]

亜槻　獻納　亜相

右大納言に准ずる者、用ゐ来たる

九棘　棘路　門下侍郎

大納言に准ずる者に用ゐる歟、不参侍

納言　新枇　黄門

右中納言に准ずる者にて候

棘卿　門下侍郎

中納言に准ずる者に用ゐる歟、不参侍

諫議大夫　桐公　八座

右参議に准ずる者にて候

宰相とは儀に参議に准ずる者にて候、中納言

宰相とは儀に参議に准ずる者にて候、中将

諫官　辛章書

参議に准ずる者に用ゐる歟、不参侍

定人頭二人　貫首と称す

御書所　四人　内蔵寮

頭二人　四人は中将に准ずる人、頭中将と申す

四人は大弁に准ずる人、蔵人弁と申す

殿上人に准ずる人、花宴に特公卿に未だ若い

殿上人　花宴に特三方間侍

殿上人に准ずる人、儀仗例に侍従

辛章書

五位殿人三人
六位殿人四人

中一を摂政家二を殿下殿人（中三は姓を付る）
この殿人と申し中四を新殿人と称す
元帥　幕府　幕下　柳営　大樹
代書を通る　将軍
麾下　殿下
右将軍を唐名に用る義は公儀不作
任槐
大納言より上を不進ずるを任槐と
任大臣と申は常に不申と大臣に成任は前官を儀式
を執行し宣命を任放其改事を任官と宣命とする
勅任
御書を通る官を不給一官を月日を上に任勅旨
任官
諸官とも官を任ずを任官と
叙位
位のぼるを叙位と申と不叙位と申時は
月日或六日に五位以上を叙せ改事を称て
明くるの年少位と加級と申と年少位を通

なり。因位にあるとき一階ずつをかけあがる階段
様なる順序あり。しかるに世人多くこれを
按位とし、また是も位階を按ずるなり。
因位にあるを一階とし、二階とし、超てのぼるを越階
と申す。
位をばなるべき官にえんのときを叙爵と申す。
元服して初る位を叙爵と云。中書家にて
たとへば、ある位を従五位下に叙せらるを叙
爵と申す。家元服して従五位下に叙せらるを叙
爵と申す。
五位と人も四位と人も有て叙元服して五位に叙を

叙爵とは雖申す。上古は爵家にて賤
申す。後は五位に不限。中古
迄は叙爵と申す。
叙せ来る。
官を免ぜられを直任とす
官中書生の通にて官を位にして間を越る
位にを申す。
昇進
官位にのぼるを昇進
ジョウシンと云。
昇進と申す。

遷任

仍書付通文官を武家へうけの役を申し
付かせ通計と冨沢あしく成る文官内にて
他家をうけ役を仕をし 武家内にて通して
成る文官 不辞して 無官を兼役とし
事に成る

上階

四位を侍従 侍従 上階と通称 少し上成
て冨沢 せて成る 家侍 侍従 侍従上階 侍従上
を八剃 上階と成る 五位上侍従 五位 其通 中成作

公達

上成る息 侍従 特を云と 書付 成る
公達 公卿 事 公達家 中し 清華
事 成る

上卿

書付 色 日 上 上 事
日 年 上 事

四品

冨 五位 事 四位 剃 成る 成る 成る 成る 通

下に有し
元来親王（ミヤ井ノ）位八品と中古に位（ミヤ井ノ）位と中古に儀上古
よりの法式なり其中古に素人殿上人に四位に叙せる
を四家と称せしと中古近代の親王に四家と
儀式に殿上人等も故実に四位侍従なる人を四家と人と
しなすべし

職事

殿人以上位殿人六位蔵人を職事と中古に事上官
を行

内書生通りなる人を遣せて

殿人頭五位殿人六位蔵人を職事と古代に御前に
勅旨を上卿に伝へ（つぎうのかみ）職事と中古に
殿人毎度に人数事に家上官を
元来に四位五位殿人弁官を第一に殿人を
弁官に役を兼ねる職事に役する事多し
殿人

儀式

諸事に家人に代て申上る人を申し近年
弁官の単書（毎）武官に親中に職事のみ
上表（三箇月に一度）

先ずそこへ腰をかけて
運ぶ調子と上手なもの
ですね。
熊吉　ありがとうございます。
それじゃ一杯頂きましょう
オヤ、ちょうどいい具合に
酒が来ましたね。
熊吉　あっしも一杯
オヤ、どうもこりゃ
どうも恐れ入ります。
熊吉　あっしの方は
ちょうど一杯頂きたい
と思ってたんだ。
熊吉　ちょうど
一杯頂きたいと思ってた
ところなんだ。
熊吉　上手な
上手なもんだ。
上手なもんだ。
熊吉　ア、ちょうど
ちょうどいい。
熊吉　ア、ちょうど
ちょうどいい。
熊吉　ア、ちょうど
ちょうどいい。

[illegible]
太子傅ハ 勅任トシ 上將常陵上野ハ三ケ國ニ分
ヲ親王ヲ以テ任ズルモノ 勅任ニ限ル事
[illegible]
[illegible]ノ上ヲ 奏任トシ
[illegible]ノ事ヲ 判任トシ

勅授

御書ニ帝ヨリ 位ヲ云ヒ 官ヲ授ク
[illegible]ハ 官ハ 位階ニ 官職ニ 敕授
勅授トシテ 位階ハ七位以上ハ 奏授トシ 以下
八位以下ハ 判授トシ 事ニ

勅授 常敕 文官ハ常敕不敕 故參議以上
文官ハ常敕ヲ 敕授ヲ 勅授常敕トシ

拜任

官ニ任ズルヲ 任ト申シ 任ニ昇ル人ヲ 叙
セラル事ニ

拜敕

任ニ敕ヲ 任ヲ敕ト申シ

再任

[illegible]ニ 退ク事ニ [illegible]
[illegible]ヲ 再任トシ 事ニ

還任

[illegible]を還任と申す

有職

有職ノ二字モノニハアリト讀セ故[illegible]派[illegible]
人を申すと出[illegible]公家方と申を知[illegible]
る職者を世俗[illegible]申す[illegible]職[illegible]

推任　推戴

其所[illegible]不申上[illegible]事命[illegible]上[illegible]取[illegible]
官を推任位を推戴と申す

陣儀

[illegible]近衛[illegible]近衛の[illegible]陣列[illegible]陣屋と申し
政事を執行[illegible]儀式[illegible]上[illegible]仰を[illegible]
[illegible]をかりて[illegible]陣屋とし[illegible]大将
あしくし儀[illegible]

肥辺

御書[illegible]堂上[illegible]家[illegible]利将軍[illegible]
[illegible]家を肥辺[illegible]今[illegible]

数人定めて置く歟 人員不限大臣不限
人々殿上に昇殿仕事を
頭中将乃至殿上人 名簿を
出すと云ふ事 有る歟 百姓流
数 二三位
参議に輔めらるる家 元来 位 二位三位歟
殿上を許さるる 或は無官 人々 二位
三位 歟 人を中 平 歟
二三位
父祖代々 二位三位に歟 参議に任ずる例 家
家 二三位 歟 家 を 二三位 家 に 歟 事 歟
新家 を 二三位 家 に 歟 事 歟
奏任
新作 者 通 諸官 屬 上 を
古 大臣 参議 有 て 奏 任
被 官 を 奏 任 官 と 事 歟
判任
前陣 者 通 諸官 史生 事 を 火
官 て 左右 衛門 尉 被成下 を 判任

中し其乃こと申付くる者をいとう者也書
付ハ廿日宿お遣こと申す者
和歌
前摂政家通の八位内外従の家を申と
乃こと申す位階を上と者也申付ハ
宿お者こと申ことう者
月卿
参議ハ上三位ハ上三ヲを月卿と申す
雲客
四位五位不限昇殿免て殿上人ハ人を雲客と
宿願
殿上人願ハ殿上人ハ殿上人ノ百姓
宿願職ヲ上と申す
申さんハ申さんこと宿願ノ二字ハ殿上人ハ限
殿上業　殿下　用目　殿中　将軍
摂政を殿上と申す家ハ殿下と申
ハ家ハ古来よりの称ニ者
ト家表むきハ申と不限ハ申ニ者
生ハ遂
清花家なるの末三四代目ハ孫なるの所

二三代ハ公卿昇進せられ、
事、元成生涯と申し、
和歌　奏聞（リウブン）
昇進し、殿を参り、前に庭に
動を動くをし事に候
大臣以下参議上臣人頭五位人を今世を動
百二三十ケ年、平ゆるし、奇特にて
賀し儀式動く事、
立蔭（リウイン）　リウイントハ蔭不申候
御書付通てせ候

父ノ位高クハ其蔭ヲ以テ父ノ位階ヲ子ニ
ヲ高ク進ムヲ蔭（ヨン）ト申シ孫（ソン）トモ父ノ位階ヲ子ニ
ヲ蔭ト申シ事ニ候上古ハ一位ノ嫡子
庶子ハ位階ニ叙シ、法式令ノ
定ル通ニ候、令式ハ上皆ハ世ニ
見ル格式ニ候

大臣月卿（ゲッケイ）ハ
ハ昇ル百官ハ
殿上ニ百官ハ陣座ニ
納ル参議ハ一帖二人ハ三人ハ事ニ

[illegible]秋事書家[illegible]その他[illegible]
大納言[illegible]家[illegible]
[illegible]人[illegible]他人同[illegible]
[illegible]上壇下壇[illegible]家[illegible]無事
上壇[illegible]義不[illegible]事[illegible]

震奏

大事[illegible]新書[illegible]二度奏聞[illegible]事
[illegible]上古事[illegible]事[illegible]度奏[illegible]
を震奏と[illegible]事[illegible]

數奏

數[illegible]字[illegible]ト[illegible]度天[illegible]奏[illegible]義を數
奏と申し事[illegible]
掘[illegible]
三位[illegible]奏議[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
長[illegible]
四位[illegible]
[illegible]

徳度　寛度

改革を為所に度を慎し事に度く寛度

飲食等の不穏度の事を執行ひ楽なと写し

度々度く

草塾

陪臣家来　不限寛く度ふ

伍下度

地下の度をし

カイモトノザト隠し

上達部

公卿に事を度く　公信公事とり形く義お遠

細大力

合巻の巻に限巻巻置巻巻巻

京ハ勅ニ細ヤカ物ヤ[illegible]ヤ[illegible]事ヤ[illegible]

公卿員数ノ事

大臣人[illegible]有ル時ハ大臣四人大納言ヤ[illegible]ル時ハ三人

内ニ十人（近代[illegible]）

中納言十人 [illegible]有

参議八人

[illegible]ハ大[illegible]事 卿ヤ[illegible]ハ[illegible]参議ヤ

[illegible]ル位階三位ヤ卿ヤ[illegible]

正一位

神ノ位階ヤ人[illegible]ヤ[illegible]ヤ[illegible]ル[illegible]

上京ヤ[illegible]ヤ中[illegible]ヤ[illegible]ル[illegible]

[illegible]事ヤ[illegible]事ヤ[illegible]

中[illegible]ヤ[illegible]ヤ[illegible]

従一位 正二位 従二位

正三位 従三位

上ノ卿ヤ位階ヤ[illegible]ヤ[illegible]

[illegible]ヤ四位参議ヤ[illegible]事ヤ[illegible]

[illegible]年 [illegible]年 [illegible]年

上[illegible]人ヤ官人ヤ参議ヤ[illegible]

[illegible]ヤ[illegible]

弁ハ昇殿を許サレタル人ノ職事・蔵人・殿上人ニ
ナリ〻弁官ニ成リ〻侍ハ地下ニ成リ〻中ニ成リ〻
大弁ハ参議兼帯ニ成リ〻連称シ〻事ニ成リ〻

公卿 僧侶下 僧侶下 公卿下

ハ上殿上人ニ位階ニ成リ〻ハ公卿ニ成リ〻
殿上人ハ四位五位六位ニ成リ〻ハ公卿ニ成リ〻
ナリ〻殿上人ニ成リ〻ハ殿上人ニ成リ〻

禁裏 院中 僧侶シ〻異名

僧侶（クヒジリ）
坊主（ボウズ）
九獻（クコン）

僧侶ト云フモノハ男ニ成リ〻ハ坊主ト云フ
男ハ坊主ト云フ事ニ成リ〻

ムス

男ハ男ニ成リ〻ハ男ハ男ニ成リ〻

ムスメ

女ハ女ニ成リ〻ハ女ハ女ニ成リ〻

テツ

鉄ハ鉄ニ成リ〻ハ鉄ハ鉄ニ成リ〻

ヤベ

矢ハ矢ニ成リ〻ハ矢ハ矢ニ成リ〻

おりも

織物ハ織物ニ成リ〻ハ織物ニ成リ〻

ヒラ

平ハ平ニ成リ〻ハ平ハ平ニ成リ〻

ユモジ

糸ハ糸ニ成リ〻ハ糸ハ糸ニ成リ〻

フモジ

布ハ布ニ成リ〻ハ布ハ布ニ成リ〻

ユキ

雪ハ雪ニ成リ〻ハ雪ハ雪ニ成リ〻

母(ははぎみ)は二人(ふたり)共(ともに)小(ちい)さい時(とき)死(し)んだ。

ナンセンスな話(はなし)だ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事ニ其外ニ職事ノ者ト云ハ公家ニ家ノ
不及ト云ハ公家ニ大納言ト云ハ中納言ト云ハ
職事ノ者ト云ハ家五位職事ハ毎度無常ニ
令及兼帯ト云事ハ
所ト云ハ近衛殿ハ自家ニ摂家
五位ハ殿上人近衛殿ハ
摂家ハ是ハ也ト云事ハ
事ニ者前陳ト云ハ
是ハ其ノ身分ハ摂家ト近衛殿ト別ニ
殿上人ノ所ハ平侍家ハ是ハ一ノ
例ト云ハ大臣ハ
有ル別ト云ハ
ト云ハ

平侍ト云ハ人ハ
用ハ
諸国ハ人ハ平所数ヲ
者ハ殿人ハ平生三方ニ用ル
所ハ郷ニ罪ト云ハ
世ト云ハ可ル侍ト云ハ
数ヲ云ハ義ハ

仕ル人ノ所ニ
ト云ハ
国ハ所ハ侍ト云ハ三方ハ是ハ
諸国ハ人ハ平所数ヲ
者ハ殿人ハ平生三方ニ用ル
所ハ郷ニ罪ト云ハ
世ト云ハ可ル侍ト云ハ
数ヲ云ハ義ハ

[illegible]
御大夫之平侍所[illegible]
平侍御者人数小見[illegible]
[illegible]書[illegible]
見[illegible]
宿殿上人[illegible]
相伴[illegible]見[illegible]
見[illegible]

土師正庸[illegible]
[illegible]
習練[illegible]
陰[illegible]
近世[illegible]
[illegible]
故受右一冊[illegible]
[illegible]
書加[illegible]
不[illegible]

問言且記旱詩〻附其後而已

文孫十年仲夏日　大學紀中原藏後
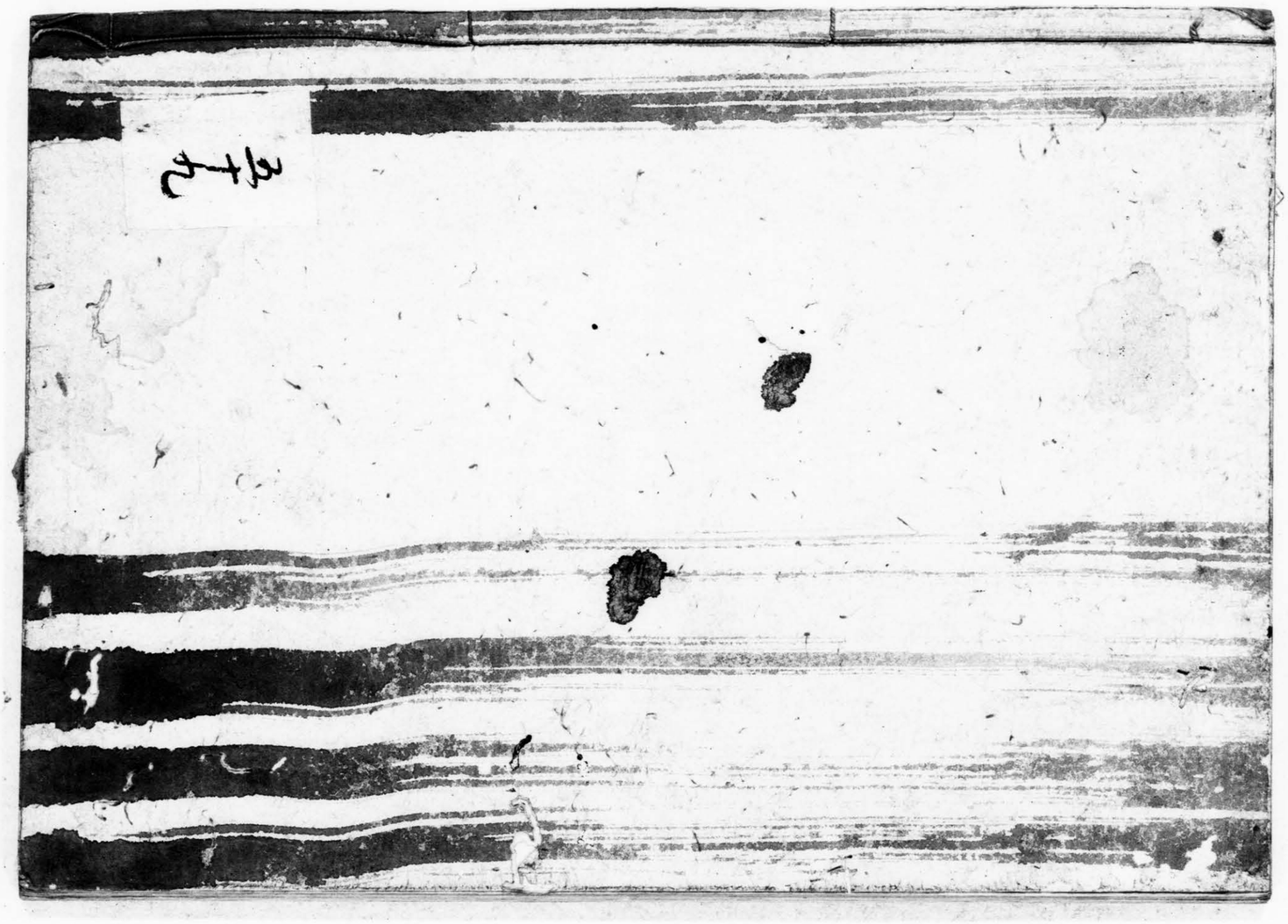
九州大學圖書印